

## 「千葉県建設工事に係る資材の再資源化等に関する規則」の一部改正について

### 1 改正概要

行政手続等のデジタル化を推進することで県民等の負担を軽減し、利便性の向上を図るため、国における押印見直しの取組及び見直し結果等を踏まえ、「千葉県建設工事に係る資材の再資源化等に関する規則」第二条による建設業許可取得通知書（別記第一号様式）及び第九条による解体工事業廃業等届出書（別記第二号様式）の押印を廃止する。

### 2 改正内容

第二条関係 建設業許可取得通知書（別記第一号様式）

- ・「㊟」を削り、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする

第九条関係 解体工事業廃業等届出書（別記第二号様式）

- ・「㊟」を削る

### 3 施行期日

令和3年9月1日